



一般社団法人面会交流支援全国協会

ACCSJ 認証規定

第1条 目的

ACCSJ は、「ACCSJ 面会交流支援における原則と基準」に従い、ACCSJ の会員である面会交流支援団体の適正を認証するために、認証に関する規定を定める。

第2条 申請手続

- (1) ACCSJ の会員である面会交流支援団体又は個人は、ACCSJ に対して、認証を申請することができる。会員資格の取得については、ACCSJ 会員規約で定める。
- (2) 申請は、ACCSJ 認証申請書式に従い、必要書類及び認証申請費用を添えて行う。書式、必要書類、認証申請費用及び申請の期日については、別途定める。
- (3) 申請団体又は個人は、ACCSJ に対して、申請団体のどの文書が ACCSJ 基準に対応しているかについて相談し、基準を満たすための助言を求めることができる。

第3条 審査手続

- (1) 認証の審査は、認証委員会が行う。認証委員会、委員の委嘱及び開催時期については、別途定める。
- (2) 申請団体は、ACCSJ が規定する研修プログラムを受講しなければならない。
- (3) 認証申請時に支援実績が十分でない団体又は個人は、ACCSJ が規定する現場研修を受講しなければならない。ただし、認証団体に支援実績が十分なスタッフがいる場合には、ACCSJ 運営事務局の判断でその受講を免除することができる。
- (4) 認証委員会は、申請団体が前項の研修プログラム及び現場研修を受講したことを確認した後に、前条第2項の書式及び必要書類を点検した上で面談を行い、認証の適否を判断する。
- (5) 認証委員会が申請団体を認証した場合には、ACCSJ は、申請団体に対して、認証証書を交付する。

第4条 認証を受けた団体の責務

認証を受けた団体（以下、認証団体とする）は、ACCSJ に対し、①年次報告書を毎年提出し、②大幅な変更事項について①の年次報告書にて報告する。年次報告書については、別途定める。

第5条 認証の更新

- (1) 認証の有効期間は3年間とする。ACCSJ は、認証団体に対して継続認証時期を通知する。

- (2) 継続認証の申請は、ACCSJ 継続認証申請書式に従い、必要書類及び更新申請費用を添えて行う。書式、必要書類、継続認証申請費用及び申請の期日については、別途定める。
- (3) 継続認証は、認証委員会が行う。
- (4) 申請団体は、ACCSJ が規定する継続認証に必要な研修プログラムを受講しなければならない。
- (5) 継続認証を行う認証委員会は、申請団体が前項の研修プログラムを受講したことを確認した後、第 2 条 2 項及び本条 2 項の書式、必要書類、第 4 条の年次報告書を点検した上で面談を行い、継続認証の適否を判断する。
- (6) 認証委員会が申請団体の認証継続を承認した場合には、ACCSJ は、申請団体に対して、継続認証証書を交付する。

第 6 条 認証の取消

- (1) 認証団体が ACCSJ の認証基準に反する支援活動を行った場合において、ACCSJ からの助言や指導に従わないときは、認証を取り消すことができる。
- (2) 前項の場合には、取消審査委員会を設置し、関係者及び当該団体の聴き取りを行い、審査委員会が取消の適否を判断する。審査委員会、委員の委嘱及び開催時期については、別途定める。
- (3) 認証を取り消された支援団体は、改めて認証を申請することができる。

第 7 条 利用者からの苦情対応

- (1) 面会交流支援団体の利用者から、ACCSJ の認証に関して苦情が申し立てられた場合において相当な理由があるときは、苦情処理委員会を設置する。苦情処理委員会、委員の委嘱及び開催時期については、別途定める。
- (2) 苦情処理委員会は、関係者からの聴き取りなどを行い、適切に対処する。

第 8 条 情報の管理

- (1) ACCSJ は、2 条から 7 条に関する書式、必要書類、報告、記録等を保存し、適切に管理する。
- (2) 3 条の認証審査、5 条の継続認証審査、6 条の取消審査及び 7 条の苦情処理に関する各委員会の記録等は、当該支援団体、関係者及び第三者に開示しない。
- (3) 4 条の認証団体の年次報告書及び変更事項は、当該団体の承諾がある場合を除いて、第三者に開示しない。

第 9 条 本規定の改訂

本規約を改訂するには、ACCSJ 運営委員会において委員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

附則

1. 本規定は、2022 年 9 月 23 日から施行する。
2. 本規定は、2026 年 2 月 26 日から施行する。